

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【公表番号】特表2008-519730(P2008-519730A)

【公表日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2007-540690(P2007-540690)

【国際特許分類】

B 6 4 C 1/06 (2006.01)

【F I】

B 6 4 C 1/06

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年1月20日(2010.1.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下部アーチ(1)、床部材(3)を支持する横梁(2)、および下部アーチ(1)と横梁(2)の間の連結格子(4)からなる胴体構造フレームであって、さらに前記胴体構造フレームが、

横梁(2)および下部アーチ(1)と連結する連結アーム(6a、6b、7a、7b)を備え、かつ下部アーチ(1)とともに胴体のフレームを形成する上部フレーム部材(5)を備えることを特徴とする胴体構造フレーム。

【請求項2】

前記連結格子(4)が、端部が横梁(2)と下部アーチ(1)とに添え継ぎされたバー(4a、4b)から成ることを特徴とする請求項1に記載の胴体構造フレーム。

【請求項3】

バー(4a、4b)が、断面がU字形の複合材料製のビームであることを特徴とする請求項2に記載の胴体構造フレーム。

【請求項4】

前記連結アーム(6a、6b、7a、7b)が、下部アーチ(1)および横梁(2)と連結するために上部フレーム(5)の各端部にフォークを形成することを特徴とする請求項1に記載の胴体構造フレーム。

【請求項5】

前記下部アーチ(1)および横梁(2)が添え継ぎにより各フォークのアーム(6a、6b、7a、7b)に固定されることを特徴とする請求項4に記載の胴体構造フレーム。

【請求項6】

下部アーチ(1)が、長手方向縦材(8)が通過する開口部(10)を備えるリブ付きビームであることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載の胴体構造フレーム。

【請求項7】

下部アーチ(1)が機械加工された金属製アーチであり、バー(4a、4b)の端部と下部アーチ(1)の間にガラス繊維クリース(9)が配置されることを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載の胴体構造フレーム。

【請求項8】

下部アーチ(1)が複合材料製のアーチであることを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載の胴体構造フレーム。

【請求項9】

下部アーチ(1)および横梁(2)が突き合せ添え継ぎにより各フォークのアーム(6a、6b、7a、7b)に固定されることを特徴とする請求項5に記載の胴体構造フレーム。

【請求項10】

金属・複合材料の混合構造体により作製されることを特徴とする請求項1から9のいずれか1項に記載の胴体構造フレーム。